



2024年4月23日

各位

会社名 東ソ一株式会社
代表者名 代表取締役社長 栗田 守
(コード番号 4042 東証プライム)
問合せ先責任者 広報室長 松岡 克行
(TEL03-6636-3712)

取締役及び監査役の報酬等の額の改定等に関するお知らせ

当社は、2024年4月23日開催の当社取締役会(以下、「本取締役会」という。)において、2024年6月21日開催予定の当社第125回定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に取締役及び監査役の報酬等の額の改定について付議すること、また、社外取締役を除く取締役に対し、株主の皆様との利益共有を通じた企業価値向上への報酬インセンティブ及び持続可能な社会への貢献を推進する報酬インセンティブを取り入れることを目的として、新たな業績連動報酬を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、取締役及び監査役の報酬等の額の改定等は、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会で審議を重ねたうえで取締役会に答申し、取締役会はその答申を踏まえて決議したもので、客観性及び透明性のある手続きを取っております。

記

1. 取締役の報酬等の額の改定

(1) 現金報酬総額の改定

当社の取締役の報酬総額は、2020年6月25日開催の当社第121回定時株主総会において、年額6億7,000万円以内(この額は①現金報酬部分6億2,000万円〔うち社外取締役6,000万円以内〕と②社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬部分5,000万円を合算したもので、使用人兼務役員の使用人分給与及び賞与を含まない。)として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、上記の取締役の報酬等の総額(年額6億7,000万円以内)の内訳である、取締役に対する現金報酬部分の総額を、6億2,000万円〔うち社外取締役6,000万円以内〕から5億9,000万円〔うち社外取締役8,000万円以内〕とする改定につき、本株主総会に付議したく存じます。

上記の改定は、当社が任意に設置する指名・報酬諮問委員会における審議も踏まえ、当社の企業業績と企業価値の持続的な向上や社外取締役を除く取締役の貢献度等の諸般の事項を考慮し、下記(2)の譲渡制限付株式の割当てのための報酬部分の増額を実現しつつ、取締役の報酬等の総額を維持すること、また、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から社外取締役に期待する役割や責務が増大する中、社外取締役としての優秀な人材を確保することを目的とするものです。

本(1)及び下記(2)の改定につき本株主総会にてご承認いただきました場合、当社の取締役の報酬総額は、年額6億7,000万円以内(この額は①現金報酬部分5億9,000万円〔うち社外取締役8,000万円以内〕と②社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬部分8,000万円を合算したもので、使用人兼務役員の使用人分給与及び賞与を含まない。)となります。

(2)譲渡制限付株式の割当てのための報酬等の総額の改定

上記(1)の改定に加え、当社は、上記(1)記載の取締役の報酬等の総額(年額6億 7,000 万円以内)の内訳である、社外取締役を除く取締役(以下、本(2)において「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額 5,000 万円以内から年額 8,000 万円以内に増額する改定につき、本株主総会に付議したく存じます。

上記の改定は、当社が任意に設置する指名・報酬諮問委員会における審議も踏まえ、当社の企業業績と企業価値の持続的な向上や対象取締役の貢献度等の諸般の事項を総合的に勘案したものです。

なお、上記の改定の他に、2020 年6月 25 日開催の当社第 121 回定時株主総会にてご承認いただいた、対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び各事業年度において対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限(170,000 株)に変更はございません。

2.監査役の報酬等の額の改定

当社の監査役の報酬額は、1989 年6月 27 日開催の当社第 90 回定時株主総会において、月額 600 万円以内としてご承認をいただいております。

この間、経済情勢が大きく変動したことや、コーポレートガバナンス体制の高度化が求められ、当社においても一層のガバナンスの強化が重要であり、監査役に期待する役割や責務は増大しています。

上記に鑑み、当社が任意に設置する指名・報酬諮問委員会における審議も踏まえ、監査役の報酬額を現在の月額から年額による定めに改めたうえ、年額1億 2,000 万円以内とする改定につき、本株主総会に付議したく存じます。

3.新たな業績連動報酬の導入

現在の当社の取締役の報酬等は、「固定報酬」、「業績連動報酬」及び「非金銭報酬(株式報酬)」により構成されています。また、社外取締役は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとしております。

業績連動報酬としては、経常的な営業活動に財務活動を加えた事業全体の成果を表す業績指標として前事業年度の連結経常利益を用いる業績連動報酬を付与しておりましたが、今般、本取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の改定を承認し、株主への利益還元を表す業績指標として前事業年度決算に基づく1株当たりの年間配当金を用いる業績連動報酬、また、持続可能な社会への貢献を推進するための業績指標として前事業年度の当社CSR重要課題のKPI達成度合を用いる業績連動報酬を導入することといたしました。改定後の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は、本年7月から適用することとしております。

以上